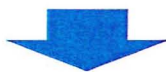


◆◆◆ 不在者投票請求の際の注意事項 ◆◆◆

次の方は、「不在者投票」ではありませんから、同封している「請求書兼宣誓書」の記載及び返送は必要ありません。

- ・投票日に投票所で投票する方
- ・期日前投票所で投票する方

不在者投票用紙の交付を受けた後、不在者投票をしないで、投票日に投票所で投票する場合、又は、期日前投票所で投票する場合は、投票用紙を選挙管理委員会に返還してからでないと投票することができませんので、ご注意ください。



※ 投票所又は期日前投票所に不在者投票用紙を持参し、あらためて投票用紙の交付を受ける必要があります。

■ 投票入場券

入場券は、11月11日頃までに届くように発送する予定です。
なお、入場券を紛失した、入場券がない（届かない）、入場券を持たずに投票所に来た場合でも本人確認をした上で投票できますので、投票所の受付に申し出てください。

■ 選挙公報

選挙公報は、11月15日頃までに届くように発送する予定です。選挙公報が届かない場合は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

なお、「双葉郡選挙区の県議会議員一般選挙選挙公報」は、県選挙管理委員会ホームページ、「大熊町議会議員選挙公報」は大熊町公式ホームページにも掲載します。

（掲載予定日：11月11日頃）

また、福島県モバイル県庁（携帯電話用サイト）に県議会議員一般選挙の候補者情報（候補者氏名等）を掲載します。（掲載予定日：11月10日）

★ 福島県選挙管理委員会ホームページ

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=10968

★ 福島県モバイル県庁（携帯用）

<http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile/>



←「福島県モバイル県庁」QRコード

★ 大熊町公式ホームページ

<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>